

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者住所

氏 名

診 療 施 設 開 設 届

獣医療法第3条並びに同施行規則第1条第1項の規定により下記のとおり届けます。

記

1. 開設者の氏名及び住所（開設者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに開設者が獣医師である場合にあってはその旨

開設者の氏名 (獣医師 獣医師以外)

開設者の住所

2. 診療施設の名称

3. 開設の場所

4. 開設の年月日

5. 診療施設の構造設備の概要（定格出力の管電圧（波高値とする。以下同じ。）が十キロボルト以上の診療用エックス線装置（定格出力の管電圧が千キロボルト以上のものを除く。以下「エックス線装置」という。）を備えた診療施設にあっては、当該エックス線装置の製作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力並びにエックス線装置及びエックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要を含む。）及び平面図：別紙

6. 管理者の氏名及び住所（開設者が獣医師であって診療施設を管理しているときはその旨）

7. 診療の業務を行う獣医師の氏名（エックス線装置を備えた診療施設にあっては、エックス線診療に従事する獣医師の氏名及び当該獣医師のエックス線診療に関する経歴を含む。）

8. 診療の業務の種類（○印で記入）

(1) a. 産業動物 b. 小動物 c. その他

9. 開設者が法人である場合にあっては定款又は寄付行為

10. その他都道府県知事が必要と認める事項

（獣医師免許証の写しを添付願います）

[記載上の注意]

- ア 1 開設者の氏名及び住所については、開設者が獣医師である場合は、氏名の後の獣医師に○を付し、その他の場合は、獣医師以外に○を付すこと。
- イ 5 診療施設の構造設備の概要及び平面図については、次によること。
- (1) 構造設備の概要は、獣医療法施行規則第2条各号に掲げる基準に係る事項並びに主な器具及び機械の品目及び数量について記入すること。
 - (2) 平面図は、診療室、手術室、調剤室、エックス線診療室、待合室、入院室（ゲージ等の施設を含む。）、薬品保管庫等の位置関係及び広さが確認できるものであること。
 - (3) エックス線装置を備えている場合は、別紙のエックス線装置に関する構造設備の要書を添付すること。
- ウ 6 管理者の氏名及び住所については、開設者が獣医師であって自らその診療施設を管理する場合は、「開設者」と記入すること。
- エ 8 診療の業務の種類については、診療の主たる対象が牛、馬、めん羊、やぎ、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合は「産業動物」、犬、猫又は獣医師法施行令第2条各号に掲げる飼育動物である場合は「小動物」、それ以外である場合は「その他」に○を付すこと。